

## 農免道路の桜並木

水野 貞幸 (みどり21)



平川の西側を通る農免道路、桜が舞い散る中をマラソン選手が走る、とても素晴らしい記憶に残る誇れる名所。100本以上の桜に伸びやかな枝は見当たらず、所々には枯木が見られる。数十年前には先人の好判断で出来、恩恵を受けた道路を守っていきたく質問。

Q 多くの条件が付いて出来た道路で、桜並木の維持管理や取扱いに制約があるのか。改良や修繕に国の財政的支援はあるのか。

A 静岡県グリーンバンクの補助金で植えたが、現在は維持管理等の制約は無い。国の財政支援は無く、グリーンバンクの補助制度は昨年度で廃止された。

Q 桜並木の現状を知り、対応策の計画があると思うが、その状況と方針を問う。

A 昨年度、現状を調査。132本があり、枯木が3本、老朽化が52本。傷みの激しいものは、状況を見て順次伐採する計画。病害虫の駆除等を実施して、可能な限り

景観の維持に努める。

Q 人に優しい道路への転換の時期。桜には引退していただき、歩道の設置が次世代に引継いでいく最良の方策と考える。その実現に向けての考えは。

A 桜並木を伐採して歩道を設置する計画は考えていない。昨年の調査時点でも歩道への転換の話は出ず、検討していない。他に優先的に歩道の設置をしたい所がある。現段階では約束や検討もできない。



農免道路の桜並木 (上平川)

## 菊川市財政運営を問う

西下 敦基 (市民ネット)



これからの中期のビジョンを持ったまちづくり・ひとづくりを展開していく先を見た財政運営が必要であると感じ、より良い財政運営に資するよう質問をしました。

Q 行政として税収の上がる可能性のある事業をどのように把握しているのか。

A まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた施策・事業等を着実に推進することで、人口減少に歯止めをかけ、地域経済及び地域社会の活性化、さらには税収の確保を進めていく。

Q 都市計画税の必要性や見直しの検討はどのようにしているのか。また、変更にはどのような手続きが必要か。

A 都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業の費用にあてるための目的税で、税率は都市計画事業の計画と推進方法を踏まえて設定されたものであり、税率の変更は菊川市都市計画税条例の改正が必要となる。見直しにつ

いては、まだ多くの都市計画事業が残っており、今はまだ見直しするような段階ではなく、具体的にはしていない。財政的には、いかに有効に事業を実施するかが重要と考えている。

Q 好条件の優遇措置のある合併特例債の今後の活用計画と限度額は。

A 新市まちづくり計画の実現のため活用していく。今年度までの借り入れ予定額を控除した限度額見込みは、新市まちづくり計画の事業分約36・7億円、基金原資分約14・8億円である。

